

# 月刊エフアンドパートナーズ VOL.21



今回のテーマは **平成27年 相続税・贈与税の改正ポイント** です。

平成27年1月1日以後の相続等に係る**相続税【基礎控除の引下げ】**  
遺産が基礎控除額を超えると相続税の申告が必要ですが、この基礎控除額が下がるため、今までなら相続税がかからなかった家庭でも税金が課せられる可能性が高くなります。

5000万円+ (1000万円×法定相続人の数)	<b>従来</b>
3000万円+ (600万円×法定相続人の数)	<b>改正後</b>

具体的には・・・？



(例) 相続人が妻、子ども2人のケース

**8000万円までは基礎控除内のため課税対象になりませんでした**が改正後、**4800万円を超えた場合、課税対象になります。**

特に地価の高い土地に戸建住宅を所有する人の多くは課税対象となり  
都内(23区近辺)では約40%、大阪市内では約25%と想定されます。

税率の刻みが6段階から8段階に、最高税率が50%から55%に改正されましたが  
一般的なサラリーマン家庭では影響を受けるケースは少ないといえるでしょう。

## 平成27年以降の贈与に係る**贈与税**

1. 父母や祖父母など直系尊属から20歳以上の子や孫が贈与を受ける場合  
一部税率が緩和されるため、贈与がしやすくなります。
2. 相続時精算課税制度を利用する場合の要件が緩和されます。  
贈与する側「65歳」⇒「**60歳**」  
受け取る側「20歳以上の『贈与者の子』」⇒「20歳以上の『**贈与者の子、または孫**』」

### 相続時精算課税

贈与時に贈与税を納め、  
贈与者が亡くなった時に、  
相続税額から当時納めた  
贈与税分を控除する制度

配偶者が資産を多く相続すると、

その**配偶者が亡くなった後に発生する2次相続**の納税額が大きくなる可能性があり、  
財産が多い人は**最高税率が引き上げられる**ことで更に負担感が増すことになりかねません。

相続人ごとに、相続する不動産の評価額と必要な納税額を算出するのが理想ですが  
現金等の金融資産を相続人に上手く配分できない場合  
代わりに現金化しやすい資産を相続させるなど

**遺言・生命保険・信託を含めた対策が求められることになります。**

相続に関しては色々な点でお悩みごとがあるかと思いますが、  
専門家集団として幅広く対応させていただきますので、お気軽に  
**まずは私たちにぜひご相談ください！**



※税金に関するご相談・試算等は、  
実績ある協力先の税理士事務所が対応します。

# F&Partners

司法書士法人

【京都事務所】〒604-8162 京都市中京区七観音町623番地  
第11長谷ビル5階  
【大阪事務所】〒540-0026 大阪市中央区内本町1丁目1番1号  
OCTビル3F  
【滋賀事務所】〒525-0032 滋賀県草津市大路1丁目1番1号  
エルティ932-113

